

第1章 はじめに

1.1 策定の背景・目的

近年、地球温暖化による気候変動の影響は顕著に現れており、世界的な平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。このような地球温暖化による現状を受けて、国際的には、平成 27 年に開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）では、パリ協定が採択され、気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすることが目標として掲げられました。また、令和 3 年に開催された国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）では、パリ協定の 1.5℃目標の達成に向けて、21 世紀半ばのカーボンニュートラルと、その重要な経過点となる令和 12（2030）年に向けて、野心的な対策を各国に求めることが盛り込まれたグラスゴー気候合意が採択されました。

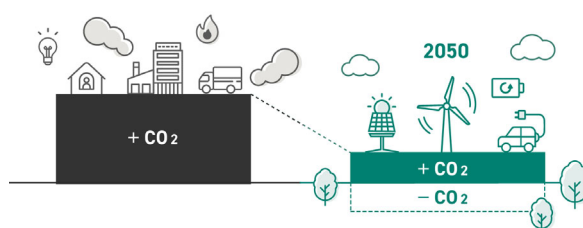
日本では、パリ協定の目標等を受け、令和 2 年 10 月に「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、令和 3 年 5 月 26 日に、地球温暖化対策推進に関する法律に 2050 年カーボンニュートラルを基本理念として位置付けています。令和 5 年 11 月 30 日～12 月 12 日に開催されている国連気候変動枠組条約第 28 回締約国会議（COP28）では、自らのネット・ゼロへの道筋に沿って、エネルギーの安定供給を確保しつつ、排出削減対策の講じられていない新規の国内石炭火力発電所の建設を終了していくことなどを表明しています。

本町においても、令和 2 年 7 月 28 日に令和 32(2050)年までに町内の二酸化炭素（CO₂）排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて取り組むことを宣言し、再生可能エネルギー等の利用促進や CO₂削減につながる暮らし方・事業活動の推進、環境にやさしい取組のサポートを行っています。

本町を取り巻く地球温暖化に関する動向の変化に対応していくために、ゼロカーボンシティの実現を目指すうえで重要な位置づけとなる、再生可能エネルギーの活用について、本町が有する再生可能エネルギーのポテンシャル調査を行い、エネルギー転換を段階的、持続的に進めていくための再生可能エネルギービジョンを策定するとともに、ゼロカーボンシティ宣言を踏まえた新たな温室効果ガス排出量の目標を定める茨城町地球温暖化対策実行計画を策定することとします。



出典：「岸田総理大臣の COP28 出席」（外務省）
COP28 スピーチする岸田総理

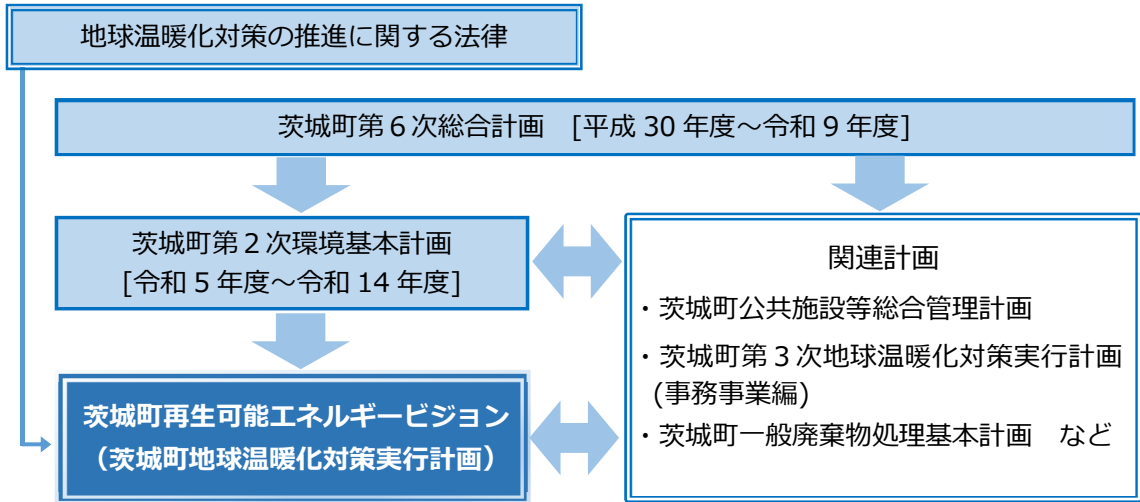


出典：「脱炭素ポータル」（環境省）
カーボンニュートラル

1.2 上位計画及び関連計画との位置づけ

本ビジョンは、本町の最上位計画である「茨城町第6次総合計画 後期計画」をはじめ、「茨城町第2次環境基本計画」など、本町の関連計画のほか、国や県の環境・エネルギーに関する計画や政策との整合を図ります。

茨城町再生可能エネルギービジョンの位置付け及び主な関連法令等



- 主な関連法令等
- ・砂防法
 - ・地すべり等防止法
 - ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
 - ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
 - ・河川法
 - ・海岸法
 - ・農業振興地域の整備に関する法律
 - ・農地法
 - ・自然公園法
 - ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
 - ・森林法
 - ・都市計画法
 - ・文化財保護法
 - ・景観法
 - ・都市緑地法
 - ・茨城県自然環境保全条例
 - ・茨城県立自然公園条例
 - ・茨城県文化財保護条例 など

1.3 対象期間

本ビジョンでは、令和6年度から令和15年度までの10年間を対象期間とします。また、今後蓄積される最新の科学的知見や区域内の情報をもとに、必要に応じて本ビジョンの見直しを行います。

